

# 導入直前！ 「つみたてNISA」の制度説明

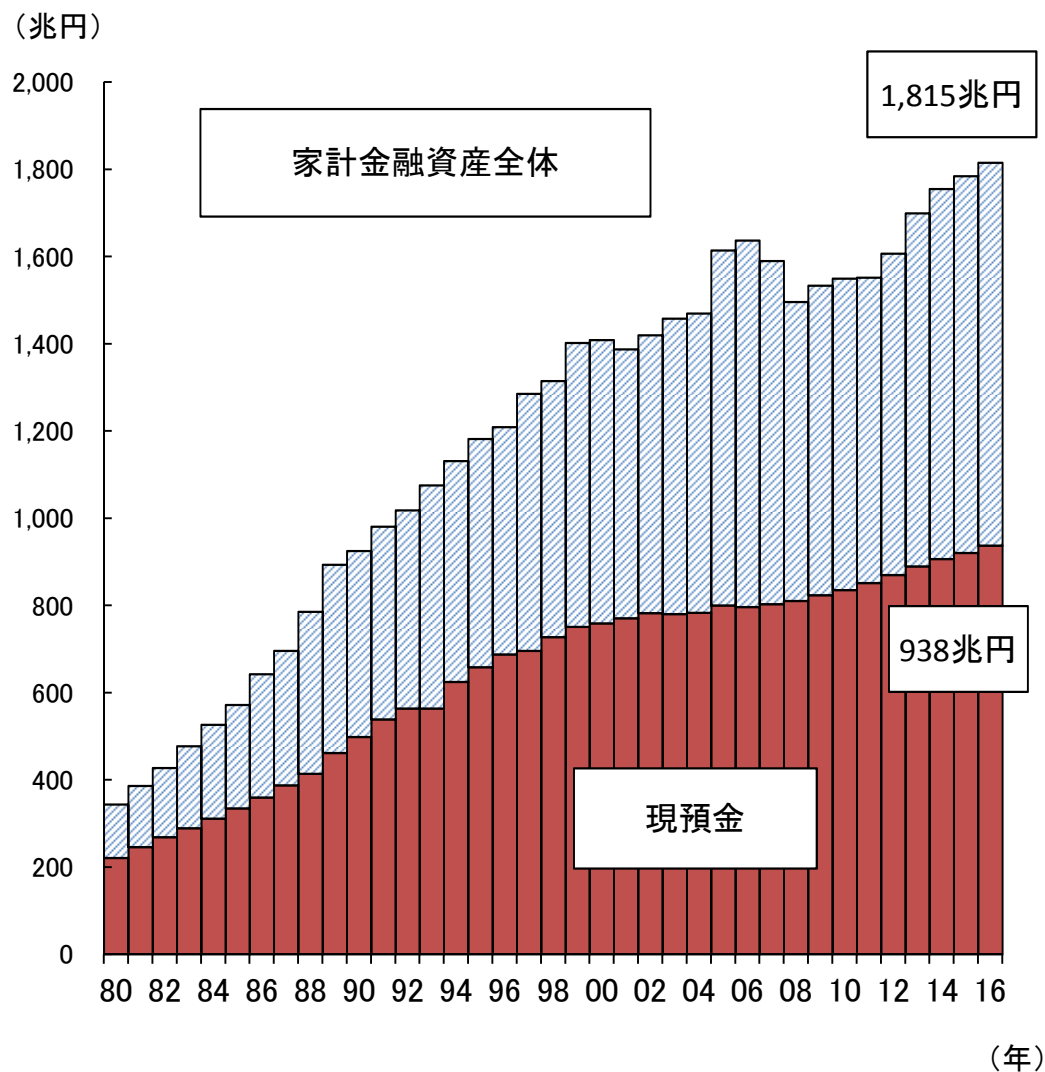
---

平成29年9月21日

金融庁総務企画局政策課  
金融税制調整官 今井利友

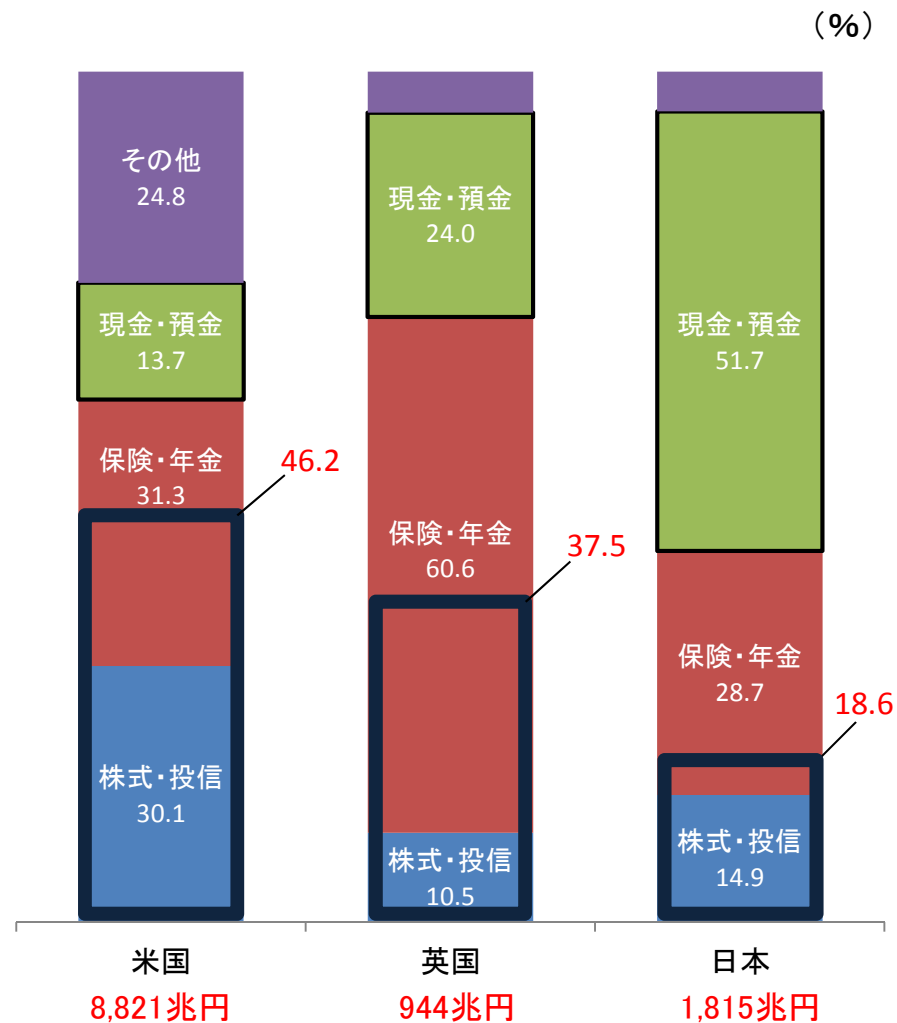
# 家計金融資産の推移・構成比

我が国の家計金融資産推移



(出典) 日本銀行より、金融庁作成

各国の家計金融資産 構成比(2016年末)



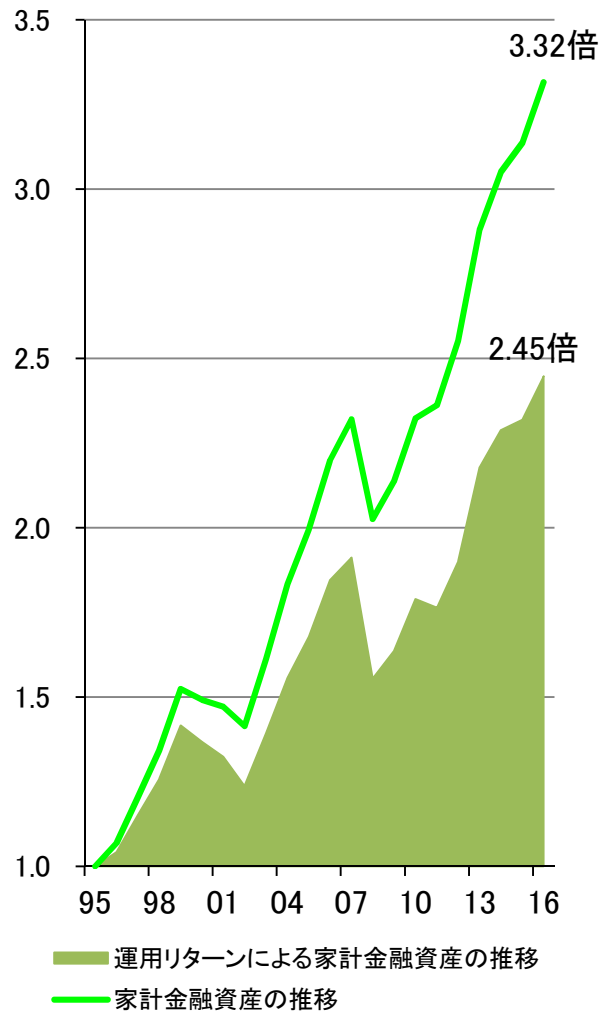
の部分は間接保有を含む株式・投信投資割合

(注) 16年12月末の為替レートにて換算(1ドル=116.9円、1ポンド=144.2円)。

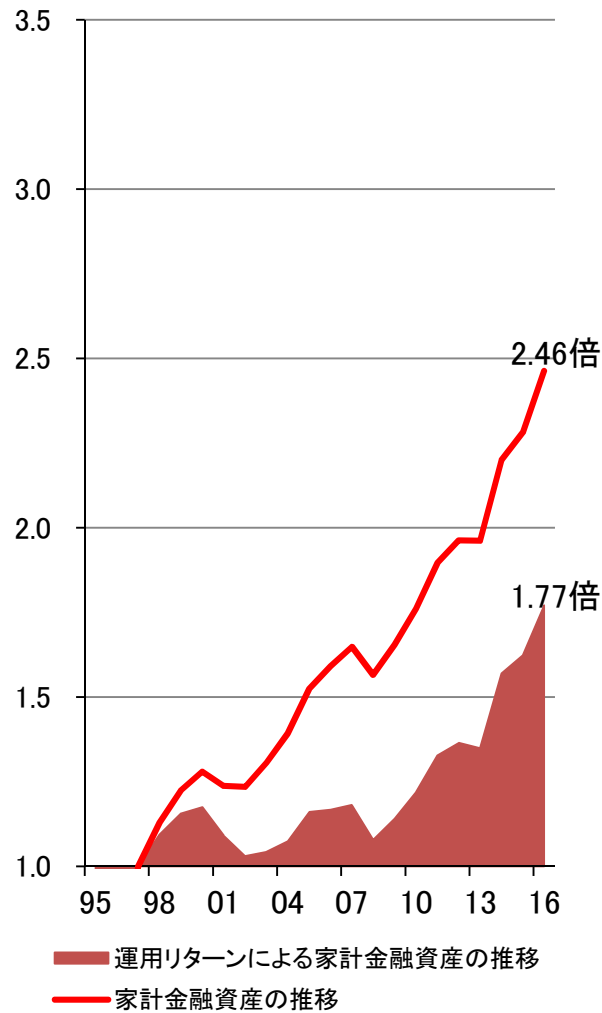
(出典) FRB、BOE、日本銀行より、金融庁作成

# 各国の家計金融資産の推移

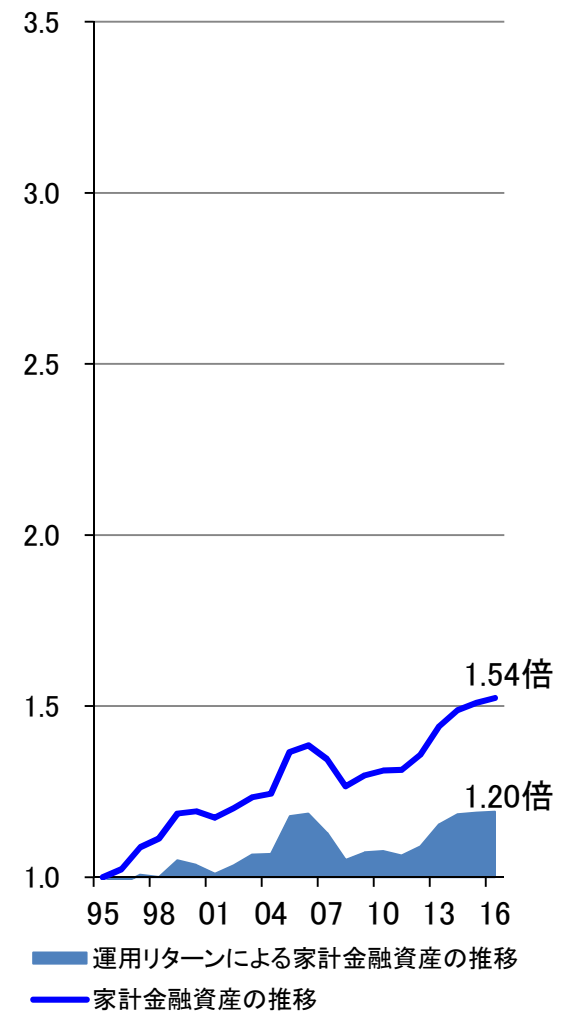
## 【米国】



## 【英国】



## 【日本】



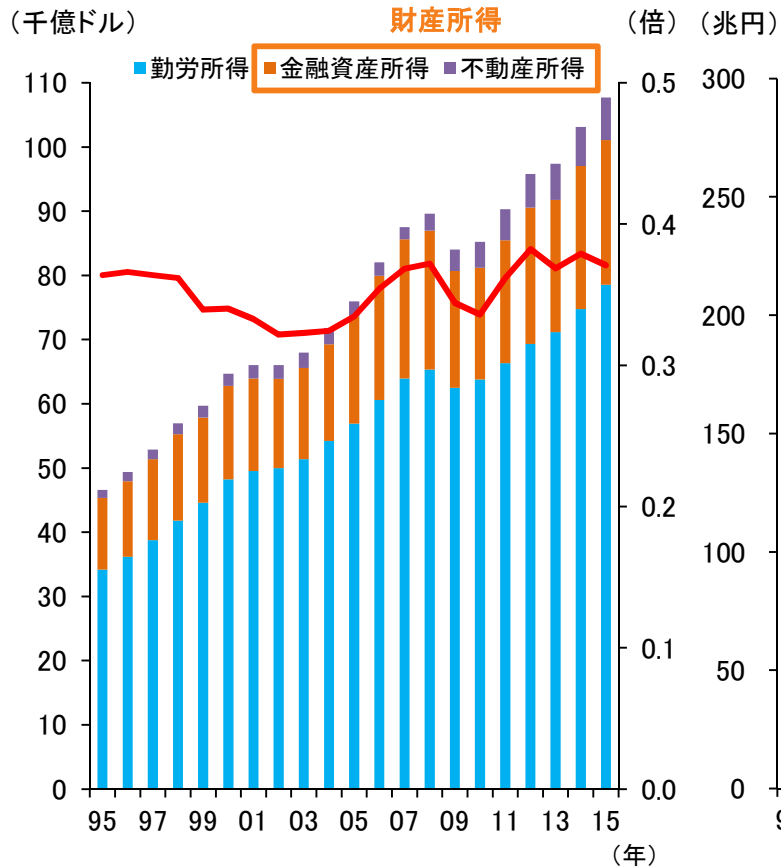
(注) 1995年=1 (英国のみ1997年=1)とする。  
 (出典) FRB、BOE、日本銀行より、金融庁作成

# 家計所得の日米比較

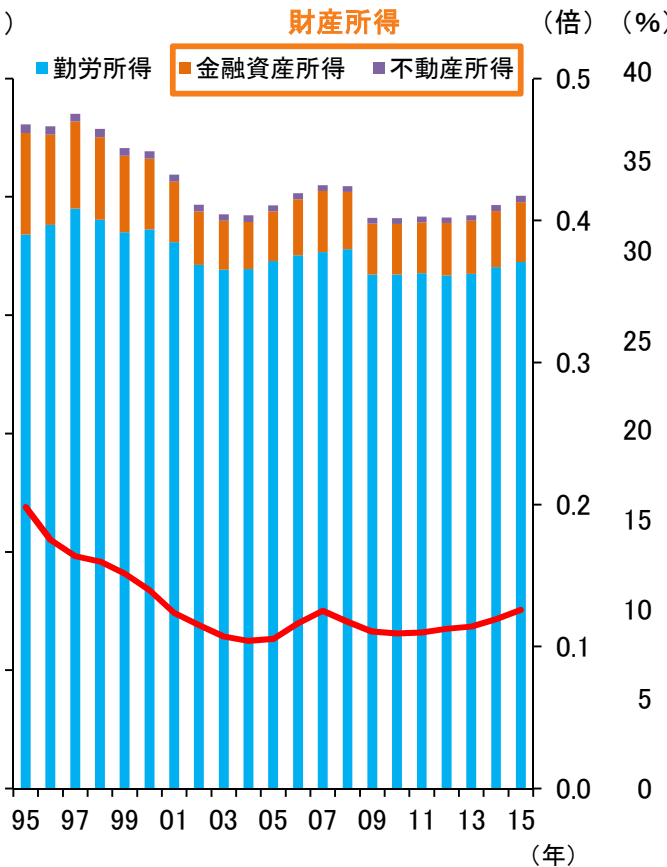
## 家計所得の構成比

## 米国における政策対応の効果

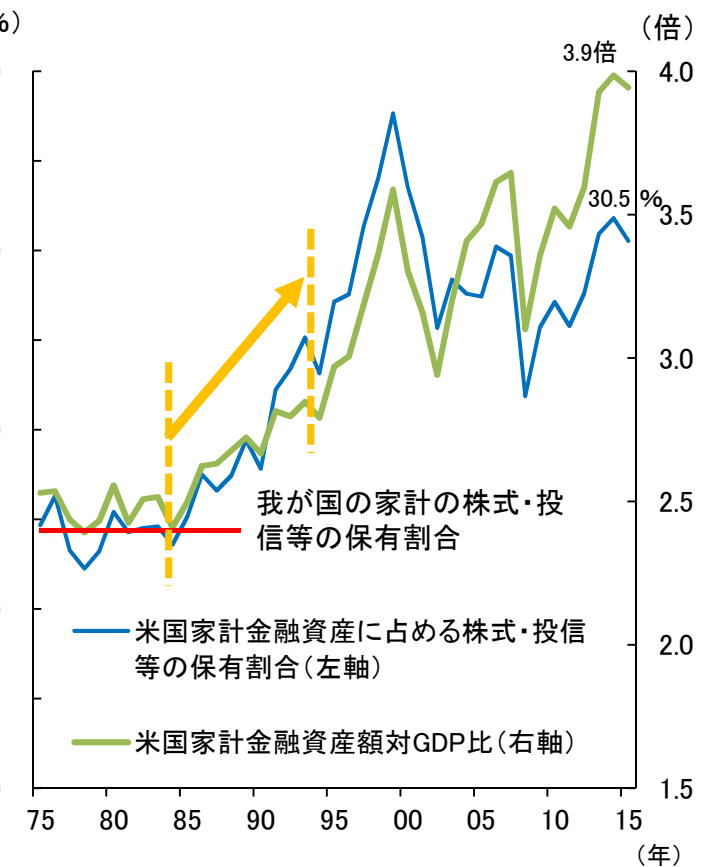
### 【米国】



### 【日本】



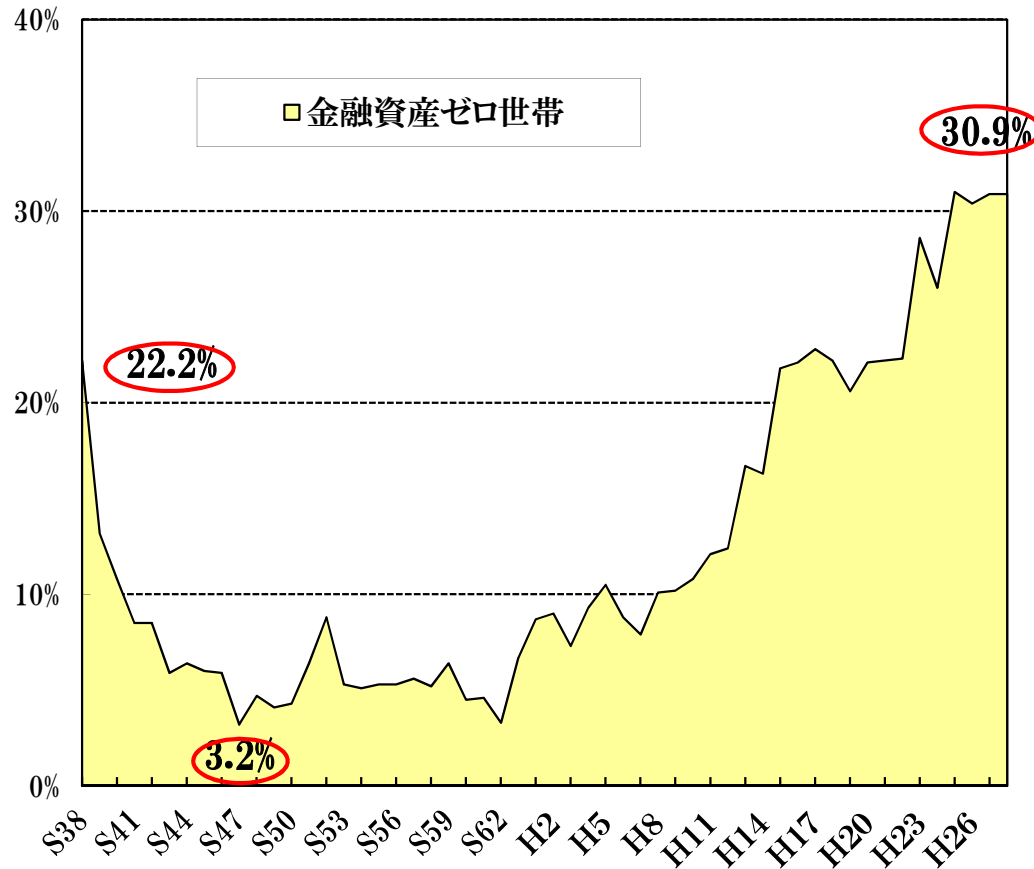
(注) 赤線は、財産所得の勤労所得に対する比率(右軸)。  
 (出典) 日本：内閣府、米国：Bureau of Economic Analysis



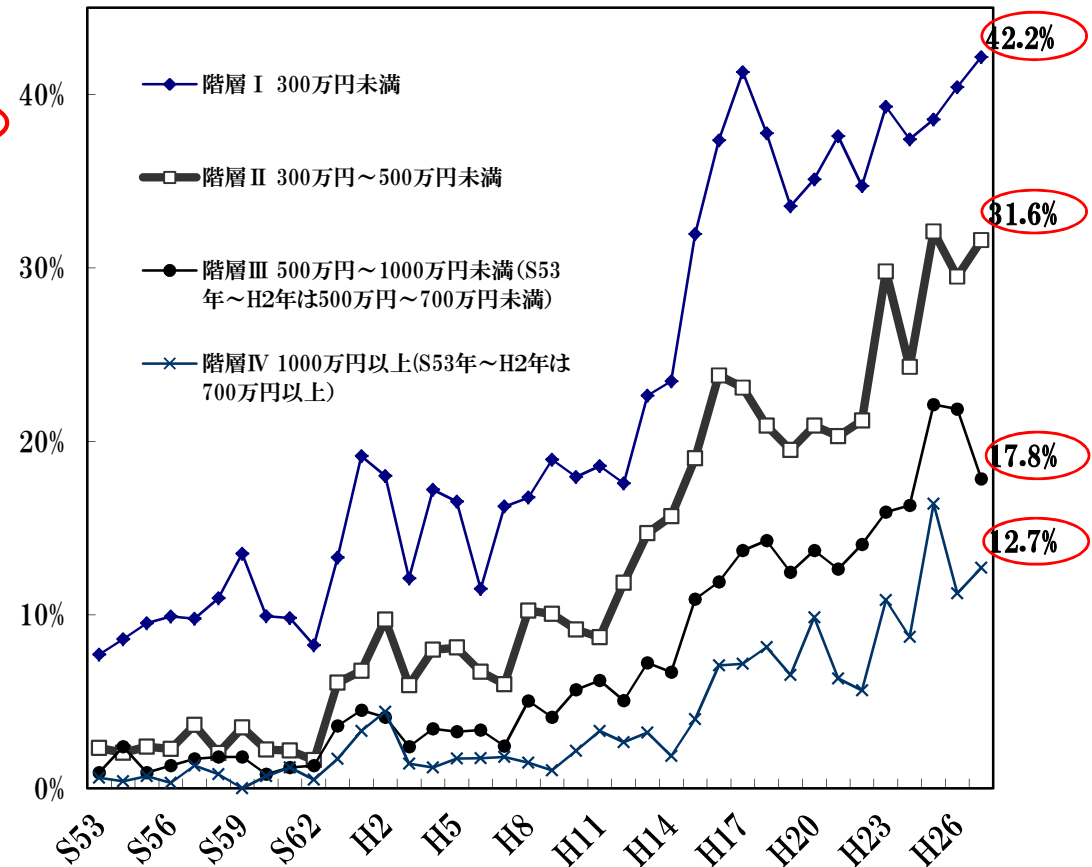
(出典) FRB、米 Bureau of Economic Analysisより、金融庁作成

# 有価証券・定期預金等による資産形成をしていない世帯は3世帯に1世帯

## 金融資産ゼロ世帯の推移



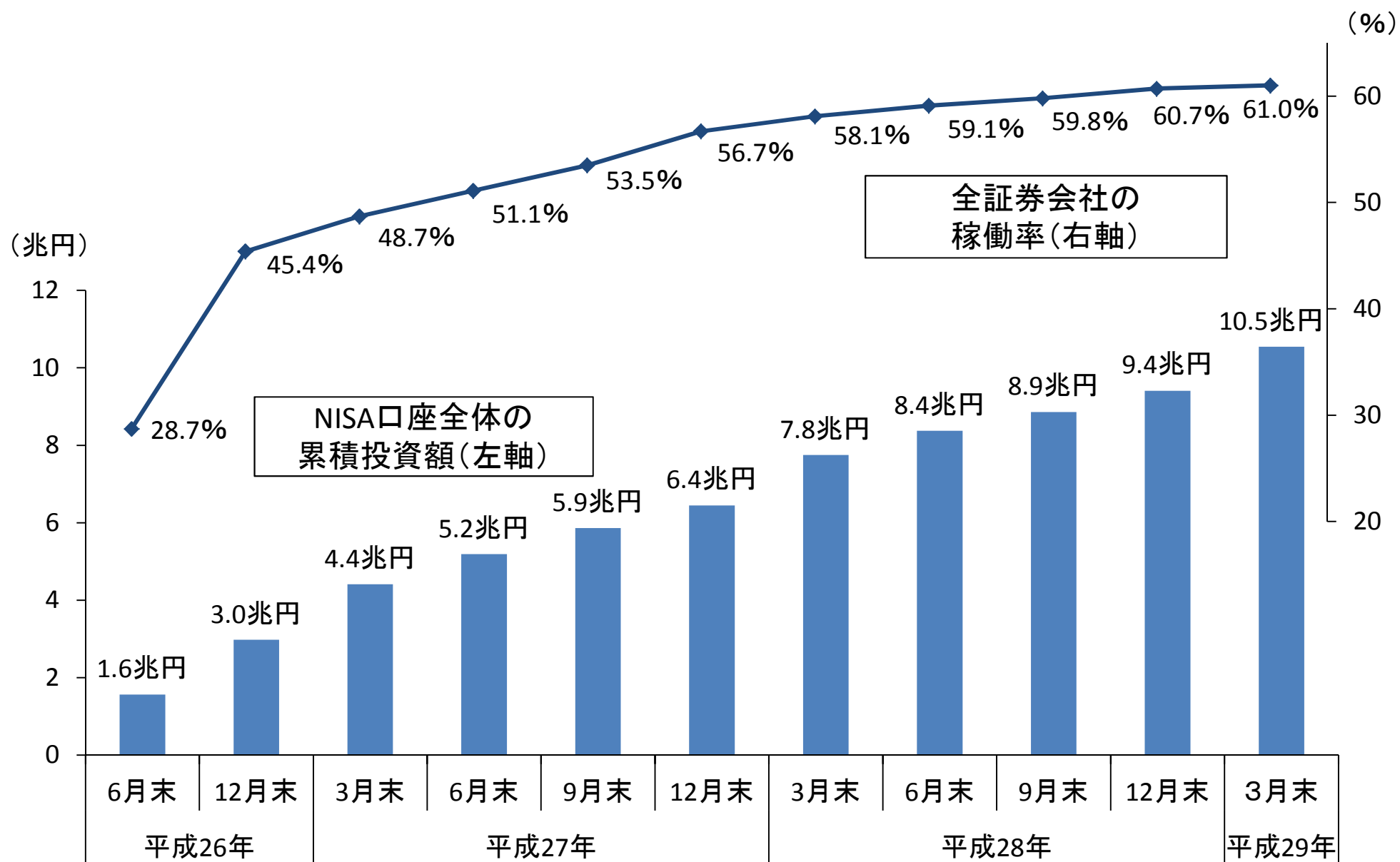
## 収入階層別の金融資産ゼロ世帯比率



(注) 金融資産とは、預貯金、信託、保険、有価証券等。ただし、事業性預貯金、給与振込や振替等で一時的にしか口座にとどまらない預貯金等は除く。

(出典) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(二人以上世帯調査)  
 調査数は8000世帯(世帯主20歳以上、かつ世帯員2名以上、なお家族構成は平均世帯人数3.2人)

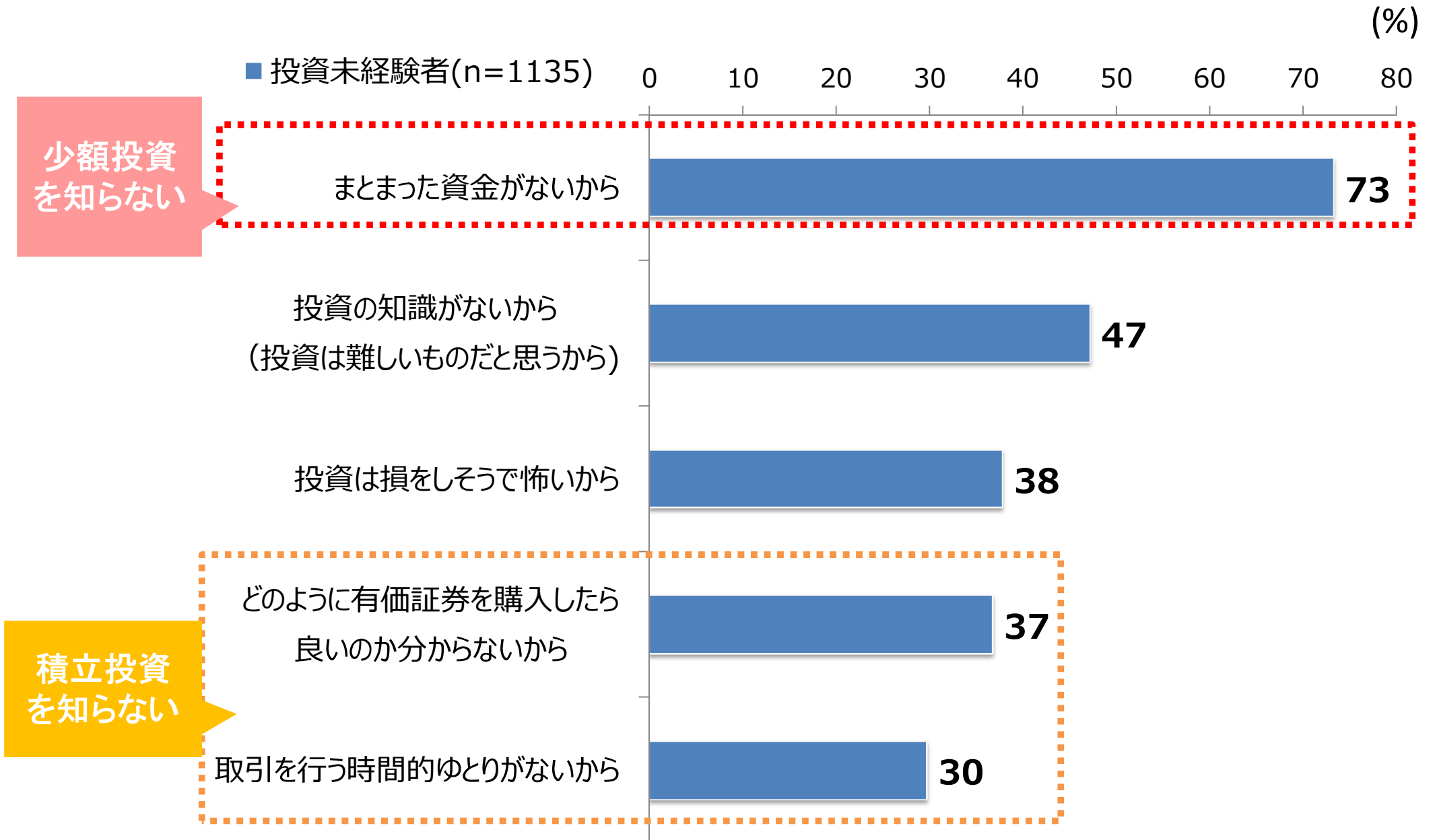
## NISA口座稼働率・買付額の推移



(注) 稼働率は、NISAが開始した平成26年以降で一度でも買付けがあった口座(稼働口座)の割合。

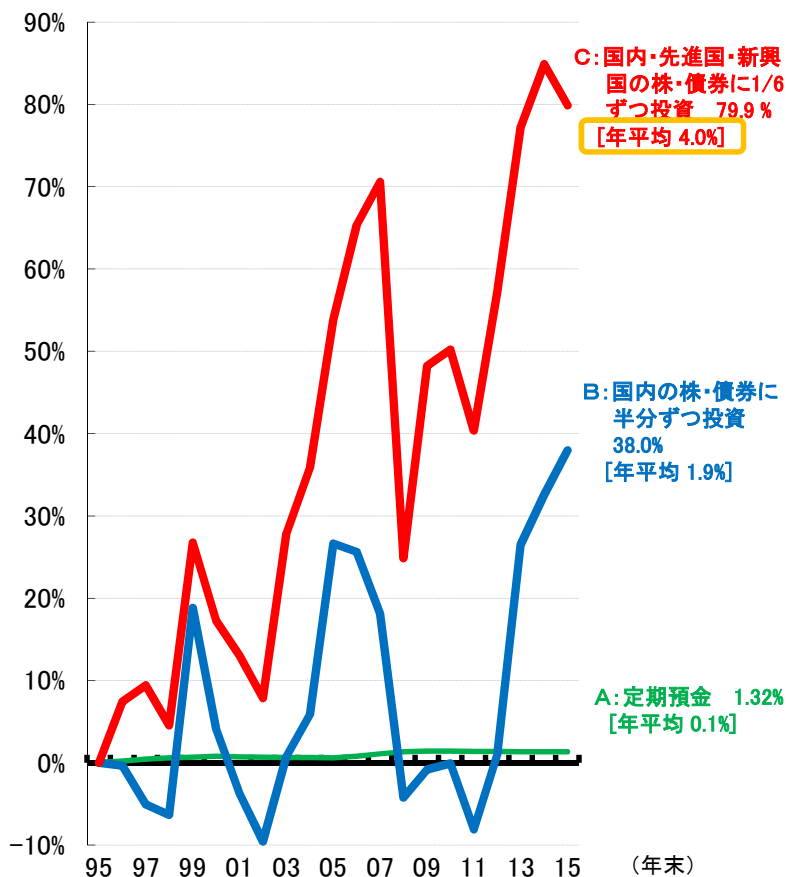
(出典) 稼働率: 日本証券業協会、累積投資額: 金融庁

# 投資は必要だと思うが、投資を行わない理由



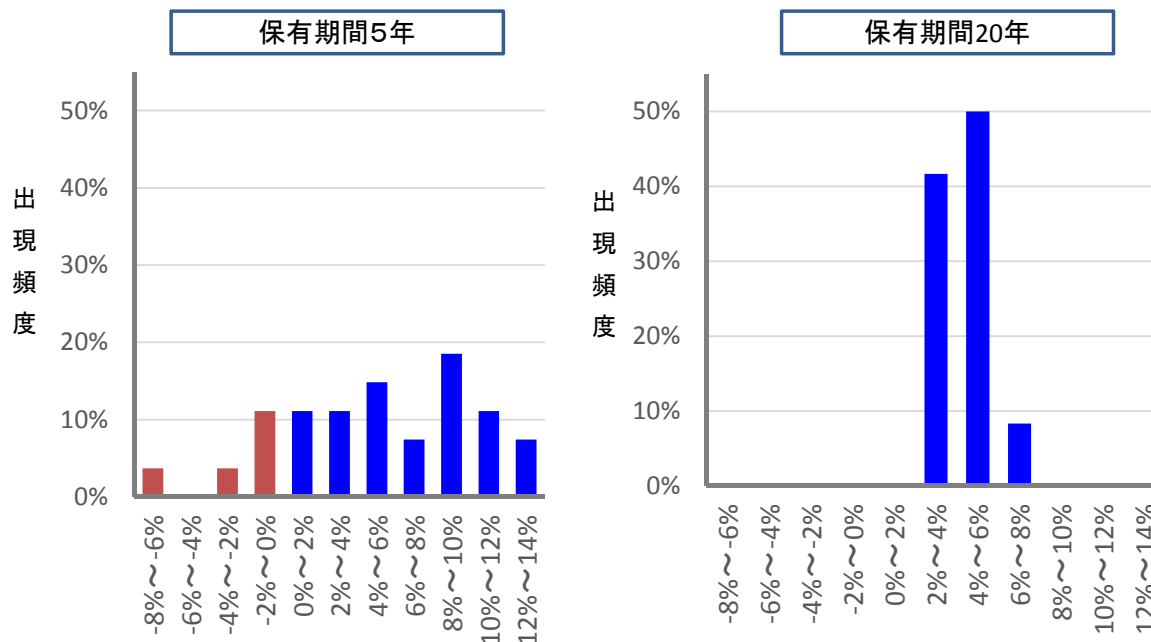
# 長期・積立・分散投資の効果

## 長期・積立・分散投資の効果(実績)



## 国内外の株式・債券に積立・分散投資した場合の収益率(実績)

20年の長期保有では、投資収益率2~8%(年率)に収斂。



100万円が5年後に  
↓  
**72万円~173万円**

100万円が20年後に  
↓  
**185万円~321万円**

(注) 各計数は、毎年同額を投資した場合の各年末時点での累積リターン。  
株式は、各国の代表的な株価指数を基に、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。債券は、各国の国債を基に、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。

(出典) Bloomberg

(注) 1985年以降の各年に、毎月同額ずつ国内外の株式・債券の買付けを行ったもの。各年の買付け後、保有期間が経過した時点での時価をもとに運用結果及び年率を算出している。



# 家計の安定的な資産形成に向けた取組み

## [つみたてNISAの創設]

- 家計による少額からの長期・積立・分散投資を税制面から促進
  - ⇒ 来年1月から利用可能
  - ⇒ 対象商品は長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託に絞込み(金融庁に届出)。

## [金融機関の顧客本位の業務運営の確立・定着]

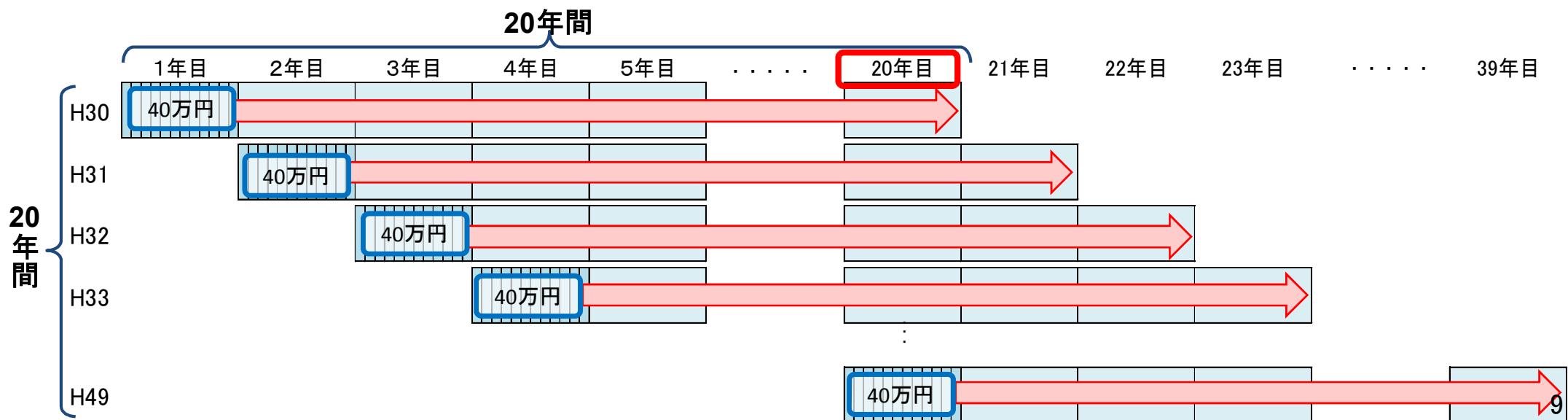
- 家計の安定的な資産形成の実現のためには、金融機関が顧客本位の業務運営を行うことが重要
  - ⇒ 金融庁として、「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定(本年3月)
  - ⇒ 金融事業者による取組みが形式的なものに止まることなく、より良い金融商品・サービスを競い合うことで、「原則」が実質を伴う形で定着していくことが重要。

## [実践的な投資教育の推進]

- 家計には、実践的な投資知識(長期・積立・分散投資の有効性など)も必要
  - ⇒ 投資初心者をはじめとする家計向けの実践的な投資教材を作成し、金融機関での活用を促進
  - ⇒ 投資信託について、投資家が個々の商品を比較・検討し、良質な商品を選択することが容易になるよう、商品比較情報等を判り易く提供する方法等を検討

## つみたてNISAの概要

非課税投資枠等	年間投資上限額: <b>40万円</b> 、非課税保有期間: <b>20年間</b> 、投資可能期間:平成30年～49年( <b>20年間</b> )
投資対象商品	<p>公募株式投資信託の場合、以下の要件をすべて満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 販売手数料はゼロ（ノーロード）</li> <li>○ 信託報酬は一定水準以下（例：国内株のインデックス投信の場合 0.5%以下）に限定</li> <li>○ 顧客一人ひとりに対して、その顧客が過去1年間に負担した信託報酬の概算金額を通知すること</li> <li>○ 信託契約期間が無期限又は20年以上であること</li> <li>○ 分配頻度が毎月でないこと</li> <li>○ ヘッジ目的の場合等を除き、デリバティブ取引による運用を行っていないこと</li> </ul>
投資方法	契約に基づく定期かつ継続的な方法による買付け
現行NISAとの関係	一般NISAと <b>選択</b> して適用可能
受付・購入	買付開始:平成30年1月1日（受付開始:平成29年10月1日）



# 一般NISAとつみたてNISA

## 一般NISA

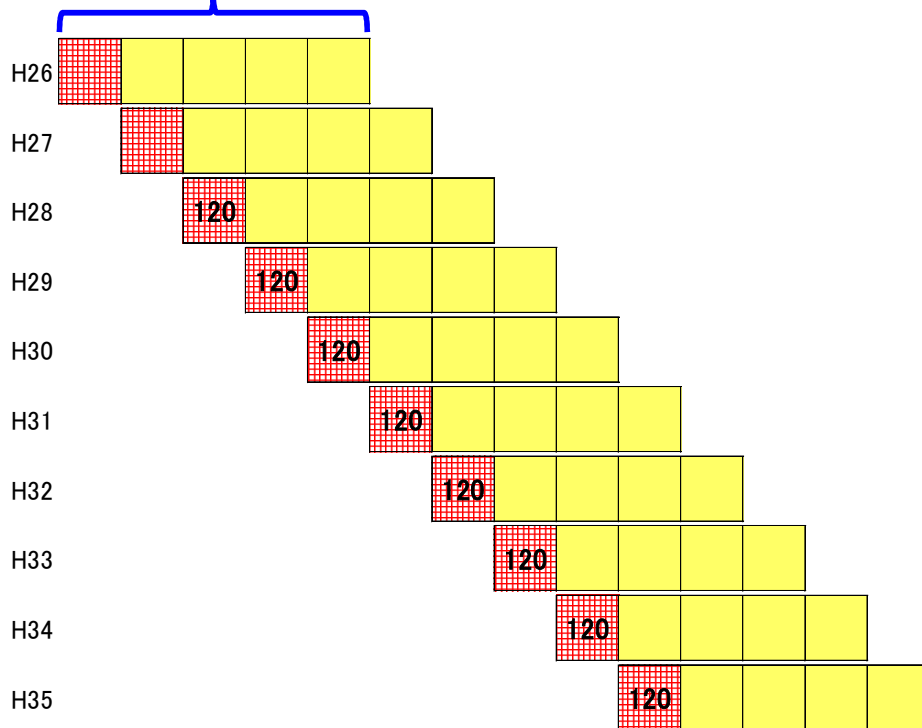
- ・年間投資上限: **120万円**
- ・非課税で持ち続けることのできる期間: **5年間**
- ・非課税枠: **600万円** (120万円 × 5年)

いずれか  
選択制

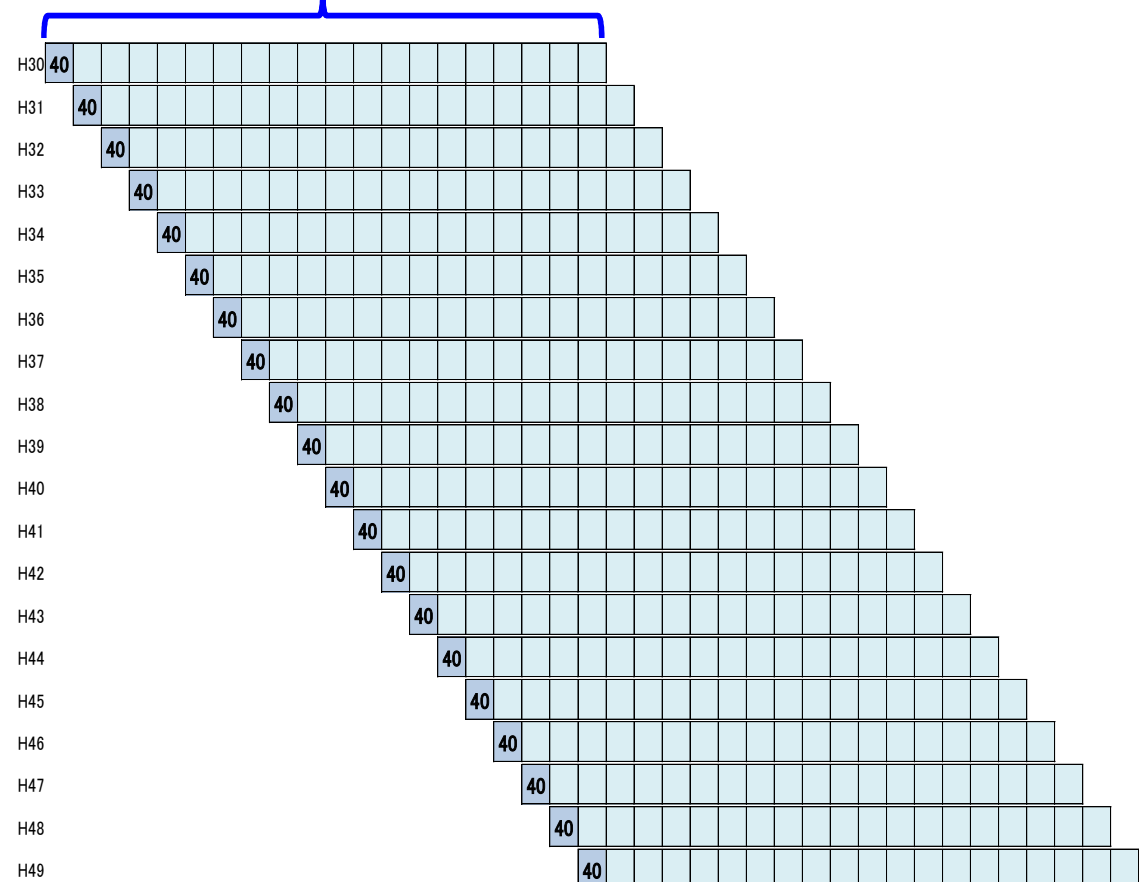
## つみたてNISA(来年1月から開始)

- ・年間投資上限: **40万円**
- ・非課税で持ち続けることのできる期間: **20年間**
- ・非課税枠: **800万円** (40万円 × 20年)

5年間



20年間



# つみたてNISAの対象商品について

## 既存のすべての投資信託

- 既存の投資信託の大半は、長期の積立・分散投資による資産形成に不向き。
  - – 短期的な運用のもの（信託期間20年未満のものが全体の約8割）
    - 手数料の高いもの（販売手数料の平均2.5%）
    - 毎月分配型のもの（売れ筋商品の約9割）
    - レバレッジをかけたもの（日経225の2～3倍の値動き）
- 等は、つみたてNISAの対象から除外。



## つみたてNISAの対象商品

- **一般的なインデックス投信（パッシブ運用）を基本。**  
例）国内外の株式・債券に分散してインデックス投資をするもの、日経225等にインデックス投資をするもの
- **アクティブ運用投信は、例外的に、継続して投資家に支持・選択され、規模が着実に拡大しているもののみ対象。**
- **金融庁への届出制。**
- **販売手数料は0%。**
- **毎年の運用管理費用にも上限**（国内インデックス投信は0.5%等）を設け、低コストの商品に限定。
- **運用管理費用の金額は、毎年、投資家に通知。**
- **販売会社は、提供する商品がどのような顧客に適しているか等を公表し説明。**

## つみたてNISAの対象商品の要件

			金融庁 への届出 (注1)	対象指数	売買手数料 (税抜)	信託報酬 (税抜)	信託報酬等 の実額通知	その他
公募株式 投資信託  ※投資の対象資産に株式を含む必要	(1)指定インデックス 投資信託	①国内資産を 対象とするもの	必要	指定 (別表)	ノーロード (注2)	0.5%以下	必要	-
		②海外資産を 対象とするもの				0.75%以下		
	(2)指定インデックス 投資信託以外の 投資信託 (アクティブ運用投資 信託等)	①国内資産を 対象とするもの		-		1%以下		
		②海外資産を 対象とするもの		1.5%以下				
上場株式 投資信託 (ETF)  ※株式指数 のみを対象 としている必要	国内取引所のETF		必要	指定 (別表)	1.25%以下 (注3)	0.25%以下	必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>円滑な流通のための措置が講じられているとして取引所が指定するもの</li> <li>最低取引単位1,000円以下(るいとう)</li> </ul>
	外国取引所のETF							<ul style="list-style-type: none"> <li>資産残高1兆円以上</li> <li>最低取引単位1,000円以下(るいとう)</li> </ul>

(注1)平成29年10月1日から届出開始。(注2)解約手数料(信託財産留保額を除く)、口座管理料についてもゼロ。(注3)口座管理料についてもゼロ。

## つみたてNISA対象と考えられる公募投信の内訳

(注)7月末までに事前相談を受け付けた商品数であり、正式な届出時の商品数とは異なることがありうる。

		うち	
		指定インデックス投信	アクティブ運用投信等
従来より要件を満たしていた既存の商品	41本	33本	8本
新たに組成された商品	38本	38本	—
DC専用から一般販売へ転用される商品	19本	15本	4本
商品性の見直し(手数料の引下げ等)により、要件を満たすこととなった商品	16本 ※1	13本	3本
合計	114本 ※2	99本	15本

※1 販売手数料ゼロ(ノーロード)にしたものが15本、信託報酬を引下げたものが3本

※2 この他、ETF6本を加えた120本がつみたてNISAの対象

# つみたてNISA対象と考えられる公募投信の商品分類

(注)7月末までに事前相談を受け付けた商品数であり、正式な届出時の商品数とは異なることがあります。

- 平成28年11月末時点でつみたてNISAの対象に該当していた51本から114本に大幅に増加。
- 各分類の商品数についてもバランスよく増加し、従前0本だった分類でも商品が提供。

つみたてNISA対象：114本 (51本)

※公募投信全体：約5,000本

	国内	内外	海外
株式型	(20本) ↓ <b>32本</b>	(0本) ↓ <b>3本</b>	(20本) ↓ <b>29本</b>
資産複合型	(0本) ↓ <b>2本</b>	(11本) ↓ <b>47本</b>	(0本) ↓ <b>1本</b>

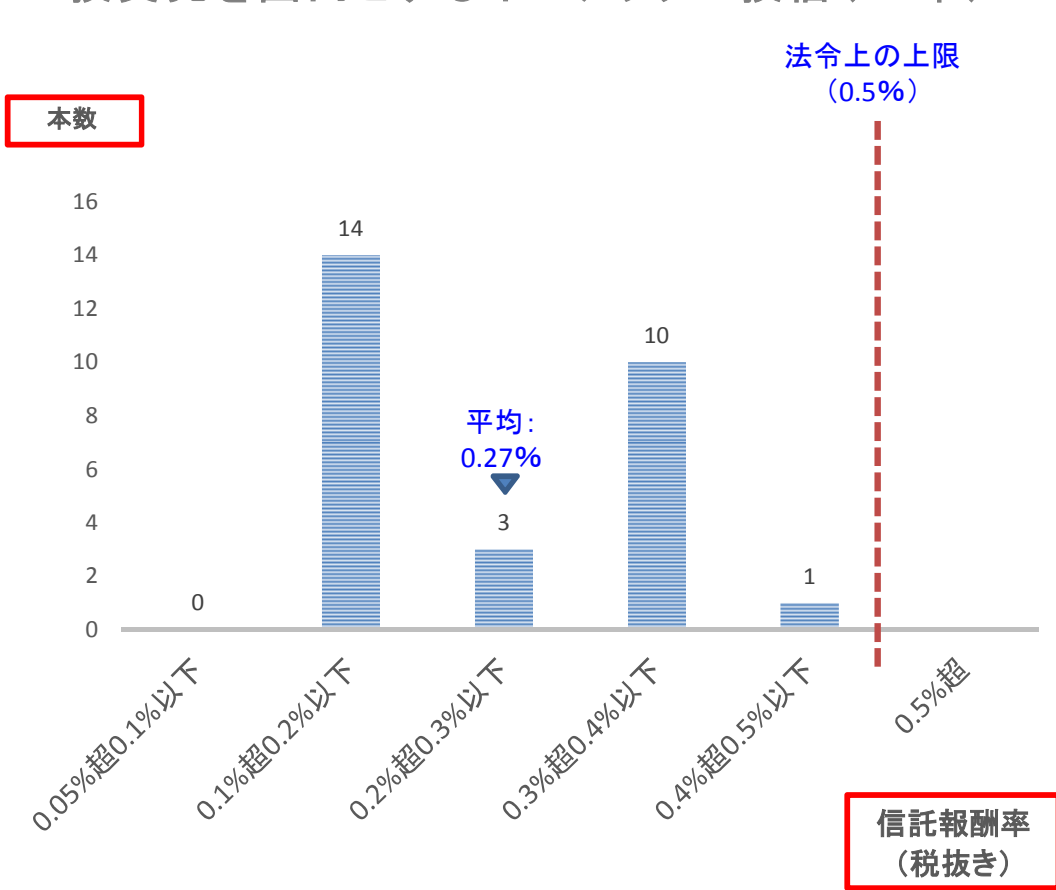
(注) カッコ内の数値は、平成28年11月末時点で機械的に当てはめたところ、該当していた本数。

# つみたてNISA対象と考えられる公募投信（インデックス投信99本）の信託報酬率の分布

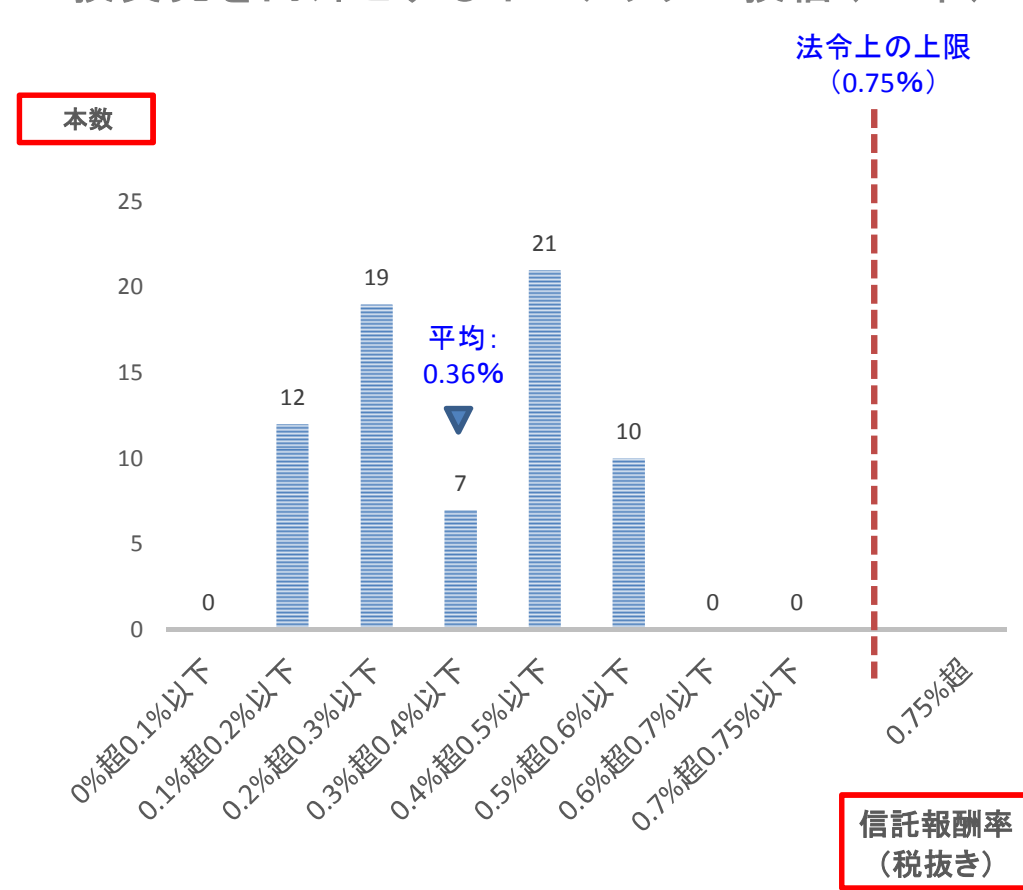
（注）7月末までに事前相談を受け付けた段階での信託報酬率の分布であり、正式な届出時とは異なることがあります。

■ 信託報酬率については、その平均値は告示の要件（0.5%等）より相当低い水準となっている。

## 投資先を国内とするインデックス投信（29本）



## 投資先を内外とするインデックス投信（70本）





## つみたてNISA対象と考えられる公募投信の信託報酬率

(注)7月末までに事前相談を受け付けた段階での信託報酬率であり、正式な届出時とは異なることがあります。

### 【指定インデックス投信】

分類	商品数	告示で定める信託報酬率の上限 (%、税抜き)	つみたてNISA対象と考えられる公募投信 の信託報酬率の平均(%、税抜き)
株式型	55		0.33
国内	27	0.5	0.27
海外	27	0.75	0.37
内外	1	0.75	0.48
資産複合型	44		0.35
国内	2	0.5	0.22
海外	1	0.75	0.60
内外	41	0.75	0.35
総計	99		0.34

### 【アクティブ運用投信等】

分類	商品数	告示で定める信託報酬率の上限 (%、税抜き)	つみたてNISA対象と考えられる公募投信 の信託報酬率の平均(%、税抜き)
株式型	9		1.08
国内	5	1.0	0.95
海外	2	1.5	1.50
内外	2	1.5	0.98
資産複合型	6		1.12
国内	0	1.0	—
海外	0	1.5	—
内外	6	1.5	1.12
総計	15		1.0916

## つみたてNISA基準の当てはめ(日米の規模の大きい株式投信比較)

- 日米における株式を投資対象とする公募投資信託(公社債投資信託等を除く)の純資産額上位10本について、つみたてNISAの基準を当てはめた結果、
- ・日本の投信上位10本は、つみたてNISAの**対象となるものはない**
  - ・一方で、**米国**の投信上位10本については、うち**8本**がつみたてNISAの対象となる

### 【日本】

順位	2016年3月末時点	分類	分配頻度 (非毎月分配)	販売 手数料	信託 報酬	資金流入 基準 (アクティブ型のみ)	つみたてNISA 対象
1	国内外株式①	アクティブ型	×	3.78%	1.66%	×	×
2	海外株式① (アジア)	アクティブ型	×	3.24%	1.60%	○	×
3	国内外株式②	アクティブ型	×	3.78%	1.76%	×	×
4	海外株式② (新興国)	アクティブ型	×	3.24%	1.84%	○	×
5	国内外株式③	アクティブ型	×	3.24%	0.95%	×	×
6	国内株式①	アクティブ型	○	3.24%	1.53%	×	×
7	国内外株式④ (テーマ型)	アクティブ型	○	3.24%	2.20%	×	×
8	国内外株式⑤ (テーマ型)	アクティブ型	○	3.78%	1.76%	○	×
9	国内外株式⑥ (高配当)	アクティブ型	×	4.32%	1.90%	○	×
10	国内株式②	アクティブ型	×	3.24%	1.65%	×	×

(出典) QUICK、野村総合研究所より、金融庁作成

### 【米国】

順位	2016年3月末時点	分類	分配頻度 (非毎月分配)	販売 手数料	信託 報酬	資金流入 基準 (アクティブ型のみ)	つみたてNISA 対象
1	米国株式①	インデックス型	○	—	0.15%	—	◎
2	米国株式②	インデックス型	○	—	0.04%	—	◎
3	国内外株式①	インデックス型	○	—	0.18%	—	◎
4	米国株式③	インデックス型	○	—	0.14%	—	◎
5	米国株式④	アクティブ型	○	—	1.46%	○	×
6	海外株式	アクティブ型	○	—	1.62%	○	×
7	米国株式⑤	アクティブ型	○	—	0.68%	○	◎
8	国内外株式②	アクティブ型	○	—	1.40%	○	◎
9	国内外株式③	アクティブ型	○	—	1.36%	○	◎
10	米国株⑥	インデックス型	○	—	0.10%	—	◎

(注) 販売手数料は、ノーロード又はクラスC(購入後1年以内に売却しなければゼロ)のものを記載。信託報酬は、その場合に適用されるものを記載。

(出典) モーニングスター、Bloombergより、金融庁作成

## iDeCoとつみたてNISA

	iDeCo（平成29年1月～）				つみたてNISA（平成30年1月～）
対象者	自営業者	専業主婦	会社員	公務員	20歳以上の居住者
年間拠出額	81.6万円	27.6万円	14.4万円 (※1)	14.4万円	40万円
非課税期間	制限なし				20年間
投資可能商品	投資信託・保険商品 公社債・預貯金など				長期の積立・分散投資に適した一定の 投資信託で租特令・告示の要件を満たすもの
払出し制限	60歳まで（例外あり※2）				なし
税制上の メリット	掛金が全額所得控除 運用益が非課税 受給時の退職所得控除等				運用益が非課税

※1 企業年金等に参加していない場合、年間拠出額は27.6万円。企業年金等のうち企業型DCのみに参加している場合、年間拠出額は24万円。

※2 一定の要件を満たした場合、脱退一時金の受取りが可能。

## つみたてNISAに関するよくあるご質問(FAQ)

### ○ 毎月買付けを行う必要があるのか。

- ▶ つみたてNISAでは、「**定期的に継続して**」(租税特別措置法第37条の14⑤四)買付けを行う必要があり、ここでいう「定期的に継続して」とは、例えば以下のような場合が想定されています。
  - ・**毎月**の頻度での買付け
  - ・**毎営業日**や**週に1回**(特定の曜日)、**2ヶ月に1回**の頻度での買付け
  - ・**年2回のボーナス月のみ**の頻度での買付け

### ○ 一回当たりの買付金額に上限はあるのか。

- ▶ つみたてNISAでは、年間の非課税投資枠(**40万円**)の範囲内で「**一定額ずつ**」買付けを行っていただくこととなります。
- ▶ そのため、**一回当たりの買付金額は**、原則として「**40万円を1年当たりの買付回数で除した金額**」となります。例えば、毎月買付けを行う場合には、その上限は33,333円となるほか、年に2回のボーナス時のみ買付けを行う場合には、その上限は20万円となります。
- ▶ なお、年間の非課税投資枠(40万円)を超えて買付けを希望される場合は、課税口座(特定口座、一般口座)で買付けを行っていただくこととなります。

## つみたてNISAに関するよくあるご質問(FAQ)

### ○ 分配金再投資はできるのか。

- 年間の非課税投資枠(40万円)の範囲内であれば、つみたてNISAで買い付けた公募投信やETFから生じる分配金により再投資が可能です。
- なお、年間の非課税投資枠(40万円)を超過する分は、課税口座での買付けとすることも可能となっています。

### ○ 「一般NISA」から「つみたてNISA」に変更する場合、既に一般NISAで保有している商品はどうなるのか。

- 「一般NISA」から「つみたてNISA」に変更する場合であっても、既に「一般NISA」で保有している商品については、最長5年間はそのまま非課税で保有可能で、売却益も非課税です。
- 「一般NISA」と「つみたてNISA」の選択制は、これから新規で買い付ける商品をどちらのNISAで受け入れるか選択するという趣旨です。既に保有しているNISA商品が課税扱いになったり、売却しなければならないといったことはありません。なお、「一般NISA」と「つみたてNISA」は年ごとに変更することも可能です。